

福岡市環境行動賞選考委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市環境行動賞表彰要綱（以下「表彰要綱」という。）第5条に規定する表彰選考委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の職務)

第2条 委員会は、市の依頼を受け、一般公募で応募があったものについて、受賞者の選考に係る委員の意見を市に述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者及び市民のうちから市が選任する委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 前条に掲げる委員の任期は、選任の日から2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第6条 委員会の会議については、委員長が議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、事案の説明及び資料の説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境局環境政策部環境政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成19年9月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年8月20日から施行する。ただし、この要綱施行の日に現に委員である者の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年8月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第12回福岡市環境行動賞選考委員会 委員名簿

任期：令和7年6月1日から令和9年5月31日まで

(敬称略)

分野	氏名	所属・役職名	備考
環境保全	浅野 直人	福岡大学 名誉教授	再任
廃棄物	田中 綾子	福岡大学 工学部 教授	再任
市民	松竹 恵里子	環境たくみの会 代表 (地域交流センターさいとびあ 館長)	再任
NPO・ 市民団体	加留部 貴行	九州大学大学院 統合新領域学府 客員教授	再任
コミュニティ	古賀 桃子	特定非営利活動法人 ふくおかNPOセンター 代表	再任
事業者	松岡 信明	NPO法人九州環境カウンセラー協会 副理事長	再任
学校	荒瀬 尚三	福岡市立背振少年自然の家 自然学習インストラクター	再任